

最近公布された条例のあらまし

1. **奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（公布の日から施行）** **【担当課：DX推進課】**

地方税等の情報システムを全国で標準化することに伴い、本市の住民基本台帳に登録されていない者（住登外者）の情報の管理に関する事務を個人番号の独自利用を行う事務として条例に規定する必要があることから、所要の規定の整備を行う。

2. **奈良市人権・コミュニティセンター条例の制定について（令和7年4月1日から施行）** **【担当課：共生社会推進課】**

共生社会の実現に向けた幅広い啓発、事業等を行い、多様化する課題に対応する施設として、中人権・コミュニティセンターを設置する。

3. **奈良市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（公布の日から施行）** **【担当課：一時保護課】**

児童福祉法の一部改正及び基準府令の制定に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。

4. **奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（令和7年1月6日から施行）** **【担当課：市民課】**

本市の印鑑登録について、旧氏を使用した印鑑を登録できるよう、所要の規定の整備を行う。

5. **奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の廃止について（令和7年4月1日から施行）** **【担当課：廃棄物対策課】**

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、土砂等による土地の埋立て等について、同法による全国一律の基準で包括的な規制が行われることとなったため、条例を廃止する。

6. **奈良市地域ふれあい会館条例の一部改正について（令和7年4月1日から施行）** **【担当課：地域づくり推進課】**

帝塚山地域ふれあい会館を新設するため、所要の規定の整備を行う。

7. **奈良市道路占用料に関する条例及び奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について（令和7年4月1日から施行）** **【担当課：土木管理課】**

道路占用料及び法定外公共物の占用料の減免事由を規則で明確化するよう改正するほか、
所要の規定の整備を行う。

8. 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について（令和7年4月1日から施行）

【担当課：企業局水道計画課】

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、水道事業、簡易水道事業及び給水人口5万人以下の水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が改められるため、所要の規定の整備を行う。